

原子力施設等の營繕工事に係る建築工事等に関する労働者派遣契約

仕 様 書

# 原子力施設等の營繕工事に係る建築工事等に関する労働者派遣契約 仕様書

## 1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という。）における原子力施設等の營繕工事に係る建築工事等に関する業務及び安全管理、品質マネジメント活動等に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

## 2. 業務内容

原子力施設等の營繕工事に係る建築工事等に関する業務及び安全管理、品質マネジメント活動等に係る業務を以下に示す。

### (1) 営繕工事に係る建築工事等の工事仕様書等作成に関する業務

- ① 依頼元へ工事仕様書等の成果品引渡しまでの工程検討・調整
- ② 営繕工事に係る構築物の仕様、運用状況、依頼元要求事項の把握
- ③ 工事仕様書等作成のための竣工図面等の調査
- ④ 工事仕様書等作成のための現場調査及び依頼元との打合せ、仕様の確定
- ⑤ 工事発注に必要な工事仕様書等作成に係る必要書類の作成、依頼元への引渡し書類作成

### (2) 営繕工事に係る建築工事等の実施に関する業務

- ① 工事全体工程の調整
- ② 工事受注者からの提出資料の確認
- ③ 工事着手に必要な書類の作成、工事受注者作成申請書類の処理業務
- ④ 官庁及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成、許認可等の業務
- ⑤ 工事使用材料・施工図・施工要領書等と設計図書との照合、確認
- ⑥ 施工状況を把握するための現場確認、工程会議への出席、報告
- ⑦ 立会検査（材料、施工段階、官庁検査等）の実施、報告
- ⑧ 工事受注者及び他工事業者との調整
- ⑨ 工事の設計図書等に基づく工事受注者との協議に必要となる資料の作成、報告
- ⑩ 設計変更等の検討に必要な現場確認、調査及び資料の作成、報告
- ⑪ 官庁検査等の準備、立会並びに会計実地検査対応
- ⑫ 当機構竣工検査の準備、立会
- ⑬ その他、工事に係る必要書類の作成、依頼元への引継ぎ書類作成及び引継ぎ説明会の実施

### (3) 研究所安全管理規則等に基づく、工事現場の安全管理業務

- ① 研究所要領書に基づくリスクアセスメントの書類作成と実施確認
- ② 安全巡視の実施、報告書の作成
- ③ 研究所安全管理規則等に基づく工事現場の安全管理指導
- ④ 工事契約上重大な事案等が発見された場合の臨機の処置
- ⑤ 災害発生時及びその恐れがある場合など緊急時における通報連絡、情報収集、原因究明、応急処置、改善策の検討等の対応

(4) 研究所規則、各種規定等に基づく品質マネジメント活動等の業務

- ① 品質マネジメント活動文書の作成及び記録の管理
- ② 教育・訓練への受講・参加
- ③ 不適合事象発生時の是正措置計画等の資料作成
- ④ 原子力安全監査、内部監査の準備、対応

(5) その他業務

- ① 営繕工事実施後における構内平面図、構内埋設物図のデータ修正作業
- ② 研究所所掌の建物等の点検協力

(6) 付随的業務

- ① 工事関係図書類等のコピー、ファイリング、データ入力
- ② Eメール対応、電話取次、来客対応を含む、その他課内業務

### 3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に示すものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- ・ Microsoft Word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフ作成を行うことができる。
- ・ Web ブラウザにより Web ページの閲覧ができ、Web ページの検索により本業務に必要な情報を入手できる。

(2) 技術的要件

- ・ 一級建築士もしくは 1 級建築施工管理技士の国家資格を有する者でかつ、機構、原子力事業者※、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、公團等、都道府県、市町村のいずれかが発注した建築物等の建築工事に係る設計・積算・工事管理の経験を有し実務経験が 5 年以上である者。
- ・ 工事管理等の業務に必要な各種アプリケーションソフト (Word、Excel、メールソフト、Web ブラウザ、JW-CAD、HO-CAD または Auto-CAD) の操作ができること。

※原子力事業者:

- ① 電気事業法第 2 条に規定された電気事業者のうち、発電用原子炉の設置許可を受けた事業者
- ② 原子炉等規制法第 44 条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者
- ③ 原子炉等規制法第 13 条の規程に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者
- ④ 原子炉等規制法第 23 条の規程に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者
- ⑤ 原子炉等規制法第 51 条 2 の規程に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者
- ⑥ 原子炉等規制法第 52 条の規程に基づいた核燃料物質等の使用等に関する事業の許可を受けた事業者

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして分析し、色々な観点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化したうえで、正確に作業を遂行できる。
- ・ 指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・ 指示された作業の計画の作成を的確に行える。

- ・業務に必要な各種アプリケーションソフトを使用して、指示された作業の成果物の作成ができる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者」に限定しない。

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 工務技術部 営繕課

5. 就業場所

茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

工務技術部 営繕課（工務技術管理棟内） TEL：029-282-1133（内線63002）

その他、研究所の構内構築物及び構外の研究所所掌厚生施設の構築物（営繕工事の関係場所）

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 工務技術部 営繕課長

TEL：029-282-1133（内線63002）

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の都合により、休日労働を行わせことがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：8時30分から17時まで

(2) 休憩時間：12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課 職員

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により、本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付または取得日付を含む。
- (6) その他、契約上必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当研究所の業務の都合により、出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 受注者は、当機構が原子力の研究・開発を行う機関であることから、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、研究所の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。当機構が安全確保のため指示を行ったとき、または本業務に従事している際に非常事態等が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。
- (3) 派遣労働者は、業務の実施により取得した当該業務及び作業に関するデータ、技術情報、成果、その他すべての資料及び情報を研究所以外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、書面により当機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (4) その他、仕様書の定めのない事項については、当機構と協議のうえ決定する。

以上